

対馬宗家文庫所在内賜本『陣法』について

六反田, 豊
東京大学大学院人文社会系研究科韓国朝鮮文化研究専攻韓国朝鮮歴史社会 : 助教授

<https://doi.org/10.15017/1143>

出版情報 : 史淵. 139, pp.95-116, 2002-03-30. 九州大学大学院人文科学研究院
バージョン :
権利関係 :

対馬宗家文庫所在内賜本『陣法』について

六反田 豊

目次

- 一 はじめに
- 二 宗家文庫所在『陣法』の書誌
- 三 『陣法』の概要とその成立・刊行経緯
- 四 日本・韓国における『陣法』の現存状況
- 五 韓国所在『陣法』の検討
- 六 むすび

一 はじめに

旧対馬藩主宗家に伝来する藩政記録と和漢籍類の多くは、現在、長崎県厳原町の長崎県立対馬歴史民俗資料館に「宗家文庫」の名で寄託管理されている。⁽¹⁾ その特色の一つとして、同文庫所在の漢籍中に一五八点八〇四冊にもおよぶ大量の朝鮮本が含まれている事実をあげること異論はないだろう。これらの朝鮮本は、岡村繁を代表

とする九州大学文学部の調査団が一九七七年から七九年にかけて実施した同文庫の漢籍調査によって、はじめてその全容が明らかにされた。⁽²⁾

この調査に参加した富山大学の藤本幸夫は、同文庫の朝鮮本の特徴として、①現存する朝鮮本は天和三年（一六八三）の宗家蔵書目録（同文庫所在）の記載と比べてかなり減少している、②宗家が朝鮮本を介して江戸官学界と交渉をもっていた、③現存本は十七世紀後半の刊本が大半を占め、十八世紀刊本がこれに次ぐが、『攷事撮要』や『訓蒙字会』など十六世紀後半や十七世紀前半の刊本もわずかながら存在する、④康熙十五年（肅宗二、一六七六）の刊記をもつ活字本『捷解新語』がソウル大学校奎章閣所蔵本と著しい一致をみせている、などの点を指摘する。⁽³⁾

ところで、宗家文庫には、藤本が言及しなかった朝鮮本のなかにも重要と思われるものがいくつか存在する。本稿で取り上げる『陣法』もその一つである。後述のように、『陣法』は朝鮮初期の成宗二十三年（一四九二）に成立した官撰の陣書であるが、宗家文庫のそれは一紙a面（以下、「a」のごとく略す）の框内右上に「宣賜之記」の方形朱印が捺されており、内賜本であることがわかる。内賜本とは、いうまでもなく国王から臣下に下賜された書物のことである。宗家文庫所在の『陣法』は現存する同文庫の朝鮮本中では唯一の内賜本であり、その点でなによりも注目⁽⁴⁾に値する。

朝鮮時代の内賜本は、表紙見返しにその書物が賜給される人物の姓名と賜給年月日、内賜を担当した承旨の姓名と手決が記されるのが通例であり、これを内賜記⁽⁵⁾という。朝鮮の刊本は刊記を欠く場合が多く、それゆえ刊行年代を推定するのに多大の困難をとまなう。その点、内賜記を有する内賜本は刊行年を特定できる数少ない存在であり、朝鮮の出版文化史研究にとっては貴重な資料といえる。⁽⁶⁾だが、残念なことに宗家文庫所在の『陣法』は、同文庫中の他の朝鮮本の多くがそうであるように日本将来後に改装されており、その結果、内賜記は欠落し、刊

行年を特定することはできない。

本稿では、『陣法』の概要とその成立・刊行の経緯、および日本・韓国における同書の現存状況等を概観し、あわせて現存諸本に対する書誌学的検討を試みることにする。そして、それらを踏まえつつ、刊行年の推定をも含めて宗家文庫本の位置づけについて若干の私見を提示したい。もっとも、宗家文庫本以外の『陣法』の現存本に關しては目下調査の途上であり、よって以下に述べることは、あくまでも現時点での中間報告にすぎない。また、書誌学研究に関する知識・経験の不足から、思わぬ誤りを犯していることを恐れる。先学諸賢のご批正・ご教示を切に乞う次第である。

二 宗家文庫所在「陣法」の書誌

まずはじめに、宗家文庫所在の『陣法』の書誌情報についてやや詳しくまとめておこう。以下の記述は、二〇〇〇年三月に長崎県立対馬歴史民俗資料館を訪れ、宗家文庫所在の『陣法』を閲覧・調査したさいのメモにもとづく。

本書は単巻一冊全五十張の木版本で、大きさは縦三五・六×横二一・八糎、表紙は前述のように日本将来後に柿渋を染み込ませた厚めの和紙によって改装され、「陣法形名図 全」の墨書が施されている。朝鮮本に特有の五針眼釘法により茶糸で一重綴じにされ、四周双辺、有界で、半郭内框の寸法は縦二五・八×横一七・八糎となっている。半葉の行数は十行で、一行あたりの字数は十七字、註は双行で字数は本文と同じであり、多数の図版がある。

版心は上下中黒口・上下内向花紋黒魚尾だが、一部に無紋黒魚尾も混入する。魚尾の間には、序文の部分では「陣法序 一」、「形名図」など図版部分では「図 一」、本文部分では「陣法 一」、跋の部分では「跋

一」等とあるが、最後の跋文については、韓繼禧・洪貴達の跋文それぞれに別途に通し番号が振られている。また、図版のうち「五衛図」の部分に相当する五張分については、図版がa b両面にまたがるため版心が無い。料紙はぱりっとした感じの楮紙で、一部に堅厚紙が混入する。一a框内右上に「宣賜之記」の方形朱印（方八・〇糎）が捺されていることは前述のとおりである。

構成は、一a～二aが序文（「景泰二年辛未六月初三日首陽大君「臣諱」奉 教序」、「」内は割註、以下同じ）、二三a～二二aが「形名図」、二二a～二五aが「陣図」、二六a～三〇bが「五衛図」、三一a～四七bが本文部分に該当する「陣法」、四八a～五〇aが跋文（「景泰六年七月三十日朝奉大夫行集賢殿校理知製 教世子右文学「臣」韓繼禧奉 教謹跋」「弘治五年八月 日資憲大夫議政府右參贊兼知 経筵事弘文館大提学芸文館大提学知成均館事「臣」洪貴達奉 教謹跋」）となっている。

冒頭で述べたように本書は内賜本だが、日本改装のため内賜記を欠く。虫損はわずかで、保存状態は良好である。請求記号は「宗家文庫／漢籍／朝鮮刊本／C―2／7―1」。なお、本書は天和三年（一六八三）の宗家蔵書目録（宗家文庫所在）に「陣法形名図」として記載されており、これによって同年以前の刊行であることが明白である。

三 『陣法』の概要とその成立・刊行経緯

(一) 『陣法』の概要

『陣法』は、朝鮮初期の成宗二十三年（一四九二）に成立した官撰の陣書である。これまでに調査したいくつもの現存本はいずれも単巻一冊で、一部に例外はみられるもの、おおむね冒頭に首陽大君（世祖、在位一四五五～一六八）による序文（文宗元、一四五二）があり、次に図版と本文（「陣法」）が続き、最後に韓繼禧（世祖元、

一四五五)ならびに洪貴達(成宗二十三、一四九二)による跋文が附されるという構成をとる。

このうち図版部分は、まず「形名図」として「交竜旗」「招揺旗」「衛将旗」「部将旗」「遊軍将旗」「領将旗」「統将旗」「旅帥旗」「大蛇旗」「候騎赤旗」「大角」「金」「鼙」など軍旗や号令に用いる鳴り物などの図が計三十二図、次に陣形に関して、「陣図」として「河図」「洛書」「曲陣図」「銃陣図」「直陣図」「方陣図」「円陣図」の七図、「五衛図」として「五衛連方陣」「五衛連直陣」「五衛連曲陣」「五衛連銃陣」「五衛連円陣」の五図を載せる。これら図版についても、一部の現存本では配列順序の異なるものがある。

一方、本文部分である「陣法」は、「分数」「形名」「結陣式」「一衛独陣合陣」「五衛連陣」「用兵」「軍令」「章標」「大閱儀法」「勇怯之勢一・二・三」「勝敗之形一・二・三」といった項目に分けられ、それぞれ部隊の編成や陣形・陣地の配置などについて記されている。分量は、全体で五十張前後である。

(二) 『陣法』の成立

『陣法』の成立過程についての専論は、管見の限り見当たらない。また、朝鮮時代における陣書類一般の編纂事業に関する研究もほとんど存在しないようである。そこでここでは、『陣法』所載の序文および跋文の記述と歴代の『実録』の記事を中心に、『陣法』成立に至る経緯を概観することにした。

首陽大君が撰した『陣法』の序文によれば、朝鮮王朝最初の陣書は初代太祖(在位一三九二〜九八)によって編纂されたが、後世に伝わらなかつたという⁽⁸⁾。一方、これと同じ時期、開国功臣でもあった鄭道伝が『陣法』なる陣書を撰している。こちらは彼の文集である『三峯集』巻一三に収められており、その内容を知ることができ⁽⁹⁾るが、これら両者を同一書と推定する見解もある⁽¹⁰⁾。

官撰の陣書編纂についての記事がはじめて『実録』に現れるのは、世宗十五年(一四三三)のことである。す

なわち、『世宗実録』には、世宗の命を受けた河敬復等がこの年の七月、陣書を編纂して国王に進呈したとある。⁽¹¹⁾一方、『陣法』の序文によれば、このとき編纂された陣書は『陣説』と題するものだったが、この『陣説』はもっぱら「古文」に依拠しており、不備な点が多かったとされている。⁽¹²⁾

陣書編纂は、次の文宗代（一四五〇～五二）にも引き継がれた。文宗はみずから陣書を撰し、これを首陽大君・鄭麟趾・金孝誠・黄守身・趙由礼・金有銑・宋処儉・権擘・洪允成等に命じて校正させ、その元年（一四五二）六月に完成させた。⁽¹³⁾現存する『陣法』の原形は、こうして成立した。このとき成立した陣書に対する需要は多く、端宗二年（一四五四）三月には略抄本まで刊行されたようである。⁽¹⁴⁾

文宗の命で陣書編纂に携わった弟の首陽大君は、自身が即位すると韓継禧・金嶠・崔恒等に命じて同書の旧註に音釈をつけ、絵図を挿入し、その元年（一四五五）七月にこれを「小字」で刊行した（小字陣書）。⁽¹⁵⁾さらに同五年（一四五九）二月には洪允成に陣書の改撰を命じ、三月までに「大字」によってこれを刊行した（大字陣書）。⁽¹⁶⁾

こうして官撰の陣書として、このときまでに「小字陣書」と「大字陣書」の二種の陣書が成立することになった。しかしこの両者には内容上に異同がみられ、学ぶ者を惑わす結果となっているとして、成宗二十三年（一四九二）八月、成宗は洪貴達等に命じて上記の大・小陣書の内容を整理し、一書に統合して刊行した。⁽¹⁷⁾これが現存する『陣法』である。朝鮮初期の陣書編纂事業は、この『陣法』の成立をもってひとまず完了した。朝鮮初期に数度にわたって編纂・刊行された陣書の最終定着本が『陣法』だったわけである。『陣法』は朝鮮後期になっても基本的な陣書の一つとして重視されたようである。英祖十八年（一七二四）には『兵将図説』という名で復刊されている。⁽¹⁸⁾

(三) 『陣法』の刊行

さて、それではこのようにして成宗二十三年に成立した『陣法』は、その後、いつ、どのくらいの回数にわたって刊行されたのだろうか。

これまでに私が確認した現存本は、目録上ではいずれも刊年未詳とされている。しかしながら、実際には刊行年を特定できるものもあり、また後刷りながら刊記をもつものもあって、それらによって中宗から明宗年間にかけての時期（一五〇六～六七）、宣祖五年（一五七二）、同十七年（一五八四）、孝宗九年（一六五八）、の少なくとも四度にわたって同書の刊行が実施されたことが判明する（この点、詳しくは後述）。

このほか、朝鮮前期、宣祖代（一五六七～一六〇八）末までの間に、『実録』によって同書が刊行されるかもしれないが、この時期、『陣法』以外の陣書が新たに編纂された事実は確認できないから、すべて『陣法』の刊行とみなしてよい。

中宗十三年（一五一八）七月、陣書等を刊行し平安・咸鏡道へ送る。⁽¹⁹⁾

中宗二十三年（一五二八）四月、陣書刊行を議す。⁽²⁰⁾

宣祖二十八年（一五九五）六月、陣書を刊行する。⁽²¹⁾

宣祖三十四年（一六〇二）十月、祖宗朝の陣書刊行を議す。⁽²²⁾

ここにみえる『陣法』の刊行が、既存の板木を用いた後刷りなのか、あるいは新規に彫板してのそれなのかは定かでない。また、実際に『陣法』の刊行が行われた回数は、これよりもはるかに多かったとみななくてはならない。さきにみた四度の『陣法』刊行の事実がすべて『実録』に記載されていないことから、『実録』から漏れた事例は多数存在するはずである。

周知のように、十五世紀末以降の朝鮮では倭寇の脅威がふたたび高まり、かつ北方での女真人の活動が活発化するにつれて、辺境防衛の強化がしばしば朝議にのぼるようになる。そうした状況において、練兵の教本としての『陣法』の需要が増大し、その刊行も頻繁に繰り返されたものと推測できよう。

四 日本・韓国における『陣法』の現存状況

(一) 日本における現存状況

藤本幸夫の調査によれば、日本国内に現存する朝鮮本のうち、内賜記のある内賜本は全部で一九二点に達するという。⁽²³⁾しかし、そのなかに『陣法』は見当たらない。一方、宗家文庫本以外で、内賜記のない日本国内現存の朝鮮内賜本中に『陣法』が存在するかどうかは現在のところ不明である。日本国内にいったいどの程度『陣法』が存在するのかについても把握できていない。そのため、はっきりしたことはいえないが、現時点では宗家文庫本が日本国内唯一の『陣法』である可能性を否定できない。そうであれば、内賜本である宗家文庫本は、当然に日本国内所在唯一の内賜本の『陣法』ということになる。この点は、今後の調査に俟ちたい。

(二) 韓国における現存状況

ひるがえって韓国における『陣法』の現存状況をみると、現在までに、ソウル大学校奎章閣の六点、延世大学校中央図書館所蔵の三点、高麗大学校中央図書館所蔵の一点、計十点の存在を当該各図書館の目録によって確認している。⁽²⁴⁾このうち、ソウル大学校奎章閣所蔵の三点と延世大学校中央図書館所蔵の三点については、二〇〇一年八月にマイクロフィルムもしくは実物を閲覧し、調査することができた。それらを中心に、各図書館ごとに現存本を紹介すれば次のとおりである。

【ソウル大学校奎章閣】

ソウル大学校奎章閣には、請求記号「奎944」「奎1100」「奎1626」「奎3210」「奎3304」「奎2143」の六点六冊が所蔵されている。ソウル大学校図書館編『奎章閣図書韓国本綜合目録』によれば、このうち「奎944」と「奎1100」が同版であり、「奎3210」「奎3304」「奎2143」の三点も同版とされている。⁽²⁵⁾ 閲覧・調査できたのは、これら六点のうち「奎944」「奎1626」「奎3210」の三種三点である。以下、それらについて紹介する。ただし、いずれもマイクロフィルムによっての閲覧であり、実物を手にすることはできなかった。そのため、以下の記述における各本の大きさや寸法等については、『奎章閣図書韓国本綜合目録』の記述によった。また、料紙についても確認できていない。

①『陣法』単巻一冊（全五十一張）。請求記号「奎944」（以下、奎章閣①本と略す。他の諸本も同様に略称する）。

木版本。縦三六・四×横二四・四。表紙には「陣法 全」の墨書がある。綴じは五針眼釘法による。四周双边（一部に单边混入）、有界、半郭内框縦二六・六×横一九・一。每半葉十行行十七字、註双行字数同。版心は上下白口、上下内向花紋黒魚尾で、魚尾の間に「陣法序 一」「形名図 一」「陣図 一」「陣法 一」「跋 一」等とある。ただし、「形名図」の部分九張分には魚尾はない。また、「五衛図」の部分五張分は、図版がa b両面にまたがるため版心がない。

②『陣法』単巻一冊（全五十張）。請求記号「奎1626」。

木版本。縦三四・四×横二一・七。表紙には「陣法」の墨書がある。綴じは五針眼釘法による。四周单边、有界、半郭内框縦二三×横一七・三。每半葉十行行十七字、註双行字数同。版心は上下大黒口、上下内向無紋黒魚尾で、魚尾の間に「序 一」「図 一」「陣法 一」「跋 一」等とある。「五衛図」

の部分五張分については、図が a b 両面にまたがるため版心が無い。巻末には刊記があり、その末尾に「皇明隆慶六年歲在壬申（一五七二）四月 日開板」とある。『奎章閣圖書韓国本綜合目録』には後刷と記されており、実際に刷りの状態はたいへん悪い。

③『陣法』単巻一冊（全四十七張）。請求記号「奎3210」。

木版本。縦三四・六×横二一・九糎。表紙には「陣法 全」の墨書がある。綴じは五針眼釘法による。四周双辺、有界、半郭内匡縦二四・四×横一六・八糎。毎半葉十行行十七字、註双行字数同。版心は上下白口、上下内向花紋黒魚尾で、魚尾の間に「陣法序 一」「陣法 一」「図 一」等とある。ただし、「形名図」部分九張分にはそうした表記がない。また「五衛図」の部分五張分には、図が a b 両面にまたがるため版心そのものがない。なお、本書は韓継禧および洪貴達の跋文とともに欠く。

【延世大学校中央図書館】

延世大学校中央図書館には請求記号「355/진법/판가」「355/진법/판나」「355/진법/판125」の三点二冊があり、このうち最後の「355」のみ貴重書の指定を受けている。いずれも実物を閲覧することができた。

①『陣法』単巻一冊（全五十張）。請求記号「355/진법/판가」。

木版本。縦三五・八×横二二糎。表紙には「陣法図 合□」の墨書がある。五針眼釘法によって薄茶色の太糸で一重綴じにされている。四周双辺、有界、半郭内匡縦二五・八×横一七・八糎。毎半葉十行行十七字、註双行字数同。版心は上下中黒口、上下内向花紋黒魚尾だが、一部に無紋黒魚尾も混入する。魚尾の間に「陣法序 一」「図 一」「陣法 一」「跋 一」等とある。ただし、「五衛図」部分の五張分は図版が a b 両面にまたがるために版心が無い。料紙にはぱりっとした感じの楮紙が用いられている。一 a 框内右上に「宣賜之記」の方朱印があることから内賜本と判断されるが、内賜記を欠く。表紙および裏表

紙の見返しにそれぞれ草書体で「戈干日月劍戟宇宙」「春秋風雨楚漢乾坤」と墨書されている。

②『陣法』単巻一冊（全五十一張）。請求記号「355/진법/冊14」。

木版本。縦三六・五×横二四・五糎。表紙には「兵将図説 全」の墨書がある。五針眼釘法により薄朱色の太糸で一重綴じにされている。四周双边、有界、半郭内框縦二七×横二〇糎。每半葉十行行十七字、註双胴行字数同。版心は上下白口、上下内向花紋黒魚尾で、魚尾の間に「陣法序 一」「形名図 一」「陣図 一」「陣法 一」「跋 一」等とある。ただし「五衛図」の部分五張分は図版がa b両面にまたがるため版心がない。料紙にはぱりっとした感じの楮紙が用いられ、一部に堅厚紙も混入する。一a框内右上に「宣賜之記」の方朱印があり、本書も内賜本である。表紙見返しには次のような内賜記がある。

順治十五年十一月十五日

内賜議政府領議政沈之源

兵将図説一件

命除謝

恩

右承旨臣李（手決）

③『陣法』単巻一冊（全五十張）。請求記号「卍125」。

木版本。縦三六×横二二糎。表紙には「陣書 全」の墨書がある。綴じ部分は崩壊しており、黒太糸で仮綴じ補修がなされている。四周双边²⁶、有界、半郭内框縦二五・八×横一七・八糎。每半葉十行行十七字、註双行字数同。版心は上下中黒口、上下内向花紋黒魚尾だが一部に無紋黒魚尾も混入する。魚尾の間に「陣法序 一」「図 一」「陣法 一」「跋 一」等とある。「五衛図」の部分五張分については図がa b

両面にわたるため版心がない。一 a 框内右上に「宣賜之記」の方朱印があり、本書も内賜記本である。表紙見返しには次のような内賜記がある。

万曆十二年十二月 日

内賜司諫院司諫裴三益陣書一件

命除謝

恩

右副承旨臣韓 (手決)

【高麗大学校中央図書館】

前述のように、『陣法』は高麗大学校中央図書館にも所蔵されている。この高麗大本については未調査であるが、高麗大学校中央図書館編『高麗大学校中央図書館晩松金完燮文庫目録』の記述によってその概要を示せば次のとおりである。⁽²⁷⁾

『陣法』単巻一冊。請求記号「貴317」。

甲寅字覆刻本(中宗、明宗年間)。縦三二・九×横二〇・三。七糲。四周单边。半郭内框縦三二・三×横一六・七糲。每半葉十行行十七字。註双行。上下黒口、内向花紋魚尾。序「景泰二年(一四五二)：首陽大君臣諱奉教序」。跋「景泰六年(一四五五)：韓繼禧奉教謹跋」。

五 韓国所在『陣法』の検討

(一) 韓国所在『陣法』の特徴

高麗大本も含めた以上七点の韓国所在『陣法』のうち、まず注目されるのは、延世大中央図書館所蔵の三点で

ある。これらはいずれも内賜本である。しかも、そのうちの二点については内賜記があり、それによって刊行年が推定できる。すなわち、延世大②本と同③本では、それぞれ内賜の年月が順治十五年（孝宗九、一六五八）十一月、万曆十二年（宣祖十七、一五八四）十二月となっており、両者ともにそれが内賜された年に刊行されたのみてよい。内賜本という性格から判断して、かつ、その刷りの状態からみても、いずれも後刷りではなく、新たに彫板して刊行されたものと推測される。

この点に関連して興味深いのは、延世大②本の書名が内題では「陣法」とされている一方で、外題・内賜記ではともに「兵将凶説」と記されている事実である。『陣法』が『兵将凶説』と改題・復刊されたのは、さきにもみたように英祖十八年（一七二四）のことである。⁽²⁸⁾しかし、延世大②本によれば、すでにその百年ほどまえから、『陣法』は「兵将凶説」とも称されていたことがわかる。『陣法』がいつごろから「兵将凶説」の異称をもつようになったかは定かでないが、すくなくともその下限が孝宗九年にあることは延世大②本の存在によって確定である。

延世大学校所蔵の三点についてはまた、そのうちの延世大①本と同③本とが同版とみなされる点も指摘しておかねばならない。この二点を比較対照すると、張数はもとより框郭の傷や字形など、細部にいたるまでほぼ完全に一致しているのがわかる。延世大①本は内賜記を欠いてはいるもののやはり内賜本であり、後刷りとはみなしがたいので、やはり延世大③本と同じく万曆十二年（宣祖十七、一五八四）に内賜されたもの、よって同年に刊行されたものと判断される。ただし、延世大①本が内賜記を欠いているその理由については不明である。延世大①本には、旧蔵書印を墨で塗りつぶした跡が一aや五〇bなどにみられることから、のちの所有者が現在の表紙に改装した可能性もあろうが、私にはその点は判断できなかった。

一方、ソウル大学校奎章閣韓国所在の『陣法』で注目すべきは、まず、奎章閣②本が隆慶六年（宣祖五、一五

七二)の刊記をもっている点である。⁽²⁹⁾これによって、『陣法』がこの年に平安道で刊行された事実を確認できる。もっとも、奎章閣②本自体は『奎章閣図書韓国本綜合目録』にもあるように後刷りであり、⁽³⁰⁾それ自体の刊行年は不明である。

次に、奎章閣③本において、「形名図」「五衛図」などの図版部分と本文部分に相当する「陣法」とが他の諸本(ただし高麗大本は未調査のため除外)とは逆の順序で配列されている点も興味深い。すなわち、他の諸本はいずれも図版部分を先に配置し、その後ろに「陣法」を置くが、奎章閣③本だけは、先に「陣法」を置き、その後ろに図版類が入っている。ただし、これがたんなる製本上の錯誤によるものかどうかは判断できない。このほか、奎章閣③本は、その同版本をも含めて跋文をすべて欠いている点でも特異である。

韓国所在の『陣法』でその他に留意すべき点としては、第一に、図版の配列の問題がある。現存諸本は、「五衛図」として挿入されている「五衛連曲陣」「五衛連銳陣」「連直陣」「連方陣」「連円陣」の諸図がいま述べた順序で配列されているもの(奎章閣②本、延世①本、同③本)と、「五衛連方陣」「連直陣」「連曲陣」「連銳陣」「連円陣」の順に並べられているもの(奎章閣①本、同③本、延世大②本)とに大別される。前者に属する諸本がいずれも十六世紀後半に刊行されたものであることからすれば(ただし、奎章閣②本はその後刷り)、かかる「五衛図」の配列の相違と『陣法』の刊行年次との間になんらかの相関関係を見出すことも可能かもしれない。

第二に、「形名図」の表現の違いによっても、現存諸本を区分できそうである。『陣法』の「形名図」部分は上下二段に分かれており、上段に図、下段にその図の説明が付されている。ところがこの説明部分が、奎章閣②本と同③本および延世大①本と同③本では有界であるのに対し、奎章閣①本と延世大②本では無界となっている。奎章閣③本を除けば、この部分が有界のものはすべて十六世紀後半刊行のものである。だとすれば、この点もまた、『陣法』の刊行年次を推定するさいの手がかりになる。

第三に、未調査ながら、高麗大本について前掲の『高麗大学校中央図書館晩松金完燮文庫目録』に「甲寅字覆刻本（中宗（明宗年間）」とあることにも留意したい。³¹この表現からすれば、『陣法』にはかつて甲寅字で印出された活字本が存在したことになる。これまで確認した範囲では、『陣法』の活字本はこれが唯一である。高麗大本は、中宗から明宗年間（一五〇六（六七））にその活字本を木版本で覆刻したものである。

（二） 宗家文庫所在『陣法』の刊行年

私はさきに、延世大①本と同③本がともに内賜本であり、かつ同版であること、そしてこの両者は、延世大③本に万曆十二年（宣祖十七、一五八四）十二月付けの内賜記があることから、ともにこの年に刊行されたものと判断されることを述べた。実は、宗家文庫所在の『陣法』もまた、これら延世大①本・同③本と同版と考えられる。これら二点と宗家文庫本とを対照したところ、書体をはじめ、やはり細部にわたって多くの一致点を見出すことができた。

たとえば、延世大①本および同③本と宗家文庫本の版心はいずれも上下内向花紋黒魚尾だが、一部に無紋黒魚尾が混入しており、その張数が三点ともに同一である。また、框郭の傷に注目すると、三aの框郭右辺下部の乱れ、四六a框郭右辺上部の欠け具合などが、明確に一致する。これらのことから、宗家文庫本は延世①本・同③本と同版であるとみてまずまちがいない。

宗家文庫本も内賜本である以上、後刷りということはまず考えられない。また、実際に現物をみても、刷りの状態はきわめて鮮明であって、到底後刷りとはみなしがたい。よって私は、宗家文庫本が延世大①本・同③本と同じときに内賜されたもの、すなわち万曆十二年に刊行されたものと考えたい。

宗家文庫所在の朝鮮本は、その大半が十七世紀後半の刊本で占められており、十六世紀後半の刊本と推定され

るのは『攷事撮要』『訓蒙字会』など、ごくわずかにすぎないとされている。⁽³²⁾したがって、右の推測が正しければ、宗家文庫所在の『陣法』もまた同文庫中の朝鮮本のなかのそうした数少ない古刊本の一つということになる。

六 むすび

以上、本稿では『陣法』の概要とその成立・刊行の経緯、および同書の現存状況について概観するとともに、韓国に現存する諸本の書誌学的検討を試みた。その結果、宗家文庫所在の『陣法』の位置づけについて得られた結論は次の二点である。

(一) 宗家文庫所在の『陣法』は、現在知られている限りではおそらく日本唯一の『陣法』の現存本であると思われる、したがって、当然ながらそれは日本に現存する唯一の『陣法』の内賜本である可能性がある。もっとも、日本国内での『陣法』の現存状況がまだ十分に把握できていないため、この点については、今後、修正の余地を大きく残している。

(二) 宗家文庫本所在の『陣法』は、延世大学校中央図書館が所蔵する、万曆十二年(宣祖十七、一五八四)十二月付けの内賜記をもつ内賜本の『陣法』と同版であることはほぼまちがいがなく、よって宗家文庫本もまたこの年に刊行されたと推測される。宗家文庫本も延世大所蔵本と同様内賜本であり、後刷りということはまず考えられない。また、実際に刷りの状態をみても、後刷りとはみなしがたいからである。この推測が正しければ、宗家文庫本は同文庫所在の朝鮮本のなかでも数少ない古刊本に属するものということになる。

さて、本稿では宗家文庫所在『陣法』の位置づけだけでなく、『陣法』一般に関しても、その刊行年次や刊行回数、あるいは現存諸本の諸特徴などについて、いくつかの新知見を提示することができた。宗家文庫本の位置づ

けをより明確にするためには、今後とも日本国内および韓国内に現存する『陣法』の所在を精査し、それらに対する書誌学的研究を進めていく必要があるが、それと同時に、宗家文庫本を含めた各種現存諸本の先後関係や各本の刊行経緯とその背景などについても考察を深めていきたい。

(二〇〇一年十月三十一日成稿)

〔付記〕 本稿は平成十一年度日本学術振興会科学研究費補助金基盤研究B「宗家文庫資料の総合的研究」(研究代表者 佐伯弘次・九州大学助教授) および平成十三・十四年度九州大学教育研究プログラム・研究拠点形成プロジェクト経費「宗家文庫資料の形成過程と保存に関する調査研究」(研究代表者 佐伯弘次・九州大学助教授) による研究成果の一部である。

註

(1) 宗家伝来の古文書・古文書類は、もと対馬藩庁・倭館(朝鮮・釜山)・対馬藩江戸藩邸のいずれかに所蔵されていたものである。長崎県立対馬歴史民俗資料館が寄託管理する「宗家文庫」は、このうち対馬藩庁所在の大半と倭館および江戸藩邸所在の一部からなり、その数は冊子が三六、〇一六・三、五六五冊、一紙物の文書類が四万点余にのぼる(整理中)。このほか、かつて倭館にあったものの大半は外務省記録課をへて帝国図書館に移管され、現在は国立国会図書館が所蔵しており、一方、江戸藩邸所在の大半は東京大学史料編纂所と慶應義塾大学図書館に収められている。また、対馬藩庁および対馬江戸藩邸所在の一部は一九二六年と三八年の二度にわたって朝鮮総督府朝鮮史編修会へ移管され、現在は韓国国史編纂委員会所蔵となっている。さらに、対馬藩庁所在の一部については宗家の菩提寺である萬松院(長崎県厳原町)にながく放置されたままとなっていたが、一九九三年に民間業者に売却されたものを九七年に文化庁が購入した。宗家記録・文書の所蔵先とその概要については、田代和生『対馬宗家文書』について(『マイクロフィルム版対馬宗家文書 第I期朝鮮通信使記録 別冊上』ゆまに書房、一九九八年)に詳しい。

(2) この調査の成果は、岡村繁編『対馬藩現存漢籍分類目録 前編』(昭和五二・五三・五四年度文部省科学研究費補助金研究成果報

告書、一九八〇年）および岡村繁「対馬藩宗家文庫漢籍（朝鮮本）提要」（『九州文化史研究所紀要』第二七号、一九八二年）として公表されている。

- (3) 藤本幸夫「宗家文庫蔵朝鮮本について——『天和三年目録』と現存本を対照しつつ——」（『朝鮮学報』第九九・一〇〇輯、一九八一年）。

(4) 周知のように、宗家旧蔵本中の朝鮮内賜本としては、ほかに『海東諸国紀』（韓国国史編纂委員会所蔵、請求記号「B6D—25」）が有名である。同書については、中村栄孝『日鮮関係史の研究』上（吉川弘文館、一九六五年）「九『海東諸国紀』の撰修と印刷」三四〇〜四三頁を参照。

(5) 朝鮮の内賜記については、中村栄孝『日鮮関係史の研究』下（吉川弘文館、一九六九年）「別編一 朝鮮の古版印刷」五七二〜七四頁、および藤本幸夫「日本現存内賜本について」（『21세기 국어학의 과제』図書出版月印、서울、二〇〇〇年）、一七五頁を参照。

(6) 藤本幸夫「朝鮮刊本の刊年・刊地推定について」（『朝鮮史研究会論文集』第三九号、二〇〇一年）六〜七頁。

(7) 天和三年（一八六三）の宗家蔵書目録については、藤本幸夫、前掲「宗家文庫蔵朝鮮本について」を参照。

(8) 『陣法』（宗家文庫本）序。

太祖、以神武定禍乱（割註略）、拯民塗炭、寧濟一國（割註略）、当身屬囊韃、奄征四方之時（割註略）、何暇求之於古文遺法、自有天神略、出奇無窮、而變化不測（割註略）、風掃電馳、而向摧破（割註略）、固破竹之自解（割註略）、若大造之無迹（割註略）、股肱宣力、而莫知其端（割註略）、是以置陣節目、世無伝者、

(9) 『三峯集』卷一三所載の「陣法」は、「総述」「正陣」「結陣什伍之図」「五行出陣歌」「旗麾歌」「角警歌」「奇正総讚」「金鼓旗麾総讚」「論将帥」「撫士卒五恵」「用軍八数」「三闇」「三明」「五利」「三用」「四法」「料敵制勝四計」「四擊」「三料」「三釈」「五乱」「四理」「十一必戦」「六必避」「攻守三道」「四攻」「五守」の二十七項目から構成されているが、その内容はきわめて簡略なものである。

(10) 韓国精神文化研究院編『한국민족문화대백과사전』二一（同院、서울、一九九一年）四三五頁の「陣法①」の項。

(11) 『世宗実録』卷六一、十五年七月乙卯（四日）条。

判中枢院事河敬復・刑曹判書鄭欽之・芸文館大提学鄭招・兵曹右参判皇甫仁等、承命撰陳書以進、

(ママ)

(12) 『陣法』(宗家文庫本)序。

世宗運屬豐亨、而居安思危(割註略)、乃命河崙(割註略)・卞季良・河敬復・鄭欽之・鄭招、撰集陣說、以為教士之常式(割註略)、然河崙等所撰、但擬古文、而条画有未尽、

(13) 『文宗實錄』卷八、元年八月丙戌(十九日)条。

初、上謂金宗瑞曰、兵在主將・節度、旗鼓指揮、必變無方、予親旧陣書有曰、某軍受敵、某軍救之、牽合不通、改之可也、遂親撰新陣法、乃命首陽大君及金宗瑞・鄭麟趾等、同加校定、至是成、

『陣法』(宗家文庫本)序。

於是、命「臣」与工曹判書「臣」鄭麟趾(割註略)・中樞院使「臣」金孝誠・兵曹參判「臣」黃守身・僉知中樞院事「臣」趙由礼・護軍「臣」金有銑(割註略)・兵曹正郎「臣」宋処儉・校書「臣」權寧(割註略)・承文院正字「臣」洪允成、會議於兵曹定之、因命「臣」序之、(中略)景泰二年辛未六月初三日、首陽大君「臣」諱「」奉教序、(「」内は割註、以下同じ)

(14) 『端宗實錄』卷一〇、二年三月辛酉(十日)条。

議政府抛兵宗呈啓、統兵典、諸道兵馬都節制使、定都會官、量属附近諸邑、每於農隙、徵聚軍士習陣、然裏糧往來有弊、請今後除都會、各其邑、每年二月初二日・十月初二日、聚境内下番軍士及營鎮軍・守城軍、扞通曉陣書者為將帥・訓導、守令親監鍊習、兩界江辺諸邑口子及他道沿辺防禦諸宮鎮赴防軍士習陣、依京中例、每月初二日・二十二日、依新陣書肄習、第用全書教習、則非唯形名難備、軍士亦且不足、宜略抄陣書、令鑄字所印之、分送諸道都節制使、或巡行檢察、或差人摘姦、每歲抄具録習陣日時及教習能否啓聞、從之、

(15) 『陣法』(宗家文庫本)韓繼禧跋。

又啓、上王命集賢殿直提学「臣」李埲及・「臣」繼禧、就旧註加音釈、兼知兵曹事「臣」韓終孫・訓鍊録事「臣」金嶠、為図、兵曹判書「臣」李季甸・司憲府大司憲「臣」崔恒校訂之、而去取規模、悉賜指授、(中略)景泰六年七月三十日、朝奉大夫行集賢殿校理知製教世子右文学「臣」韓繼禧、奉教謹跋、

『陣法』(宗家文庫本)洪貴達跋。

大小陣書、皆我世祖大王所指授撰定者也、成於景泰六年、而印以小字者、曰小字陣書、

(16) 『世祖実録』卷一五、五年二月癸亥(十日)条。

御慶会楼下、觀射設酌、王世子進酒、引見野人中枢李豆里等八人、内宗親及左參贊朴仲孫・判院事洪達孫・梁山君李澄石・戸曹判書權蹲・判漢城沈澹・工曹參判尹士盼・漢城府尹尹士盼・右承旨權摯・左副承旨金碩・右副承旨鄭軾入侍、召礼曹判書洪允成、令改撰陣書、命兼司僕内禁衛、分左右射候、又命澄石・仲孫射候、仲孫連中三矢、賜黑漆籠一事、

『世祖実録』卷一五、五年三月乙酉(三日)条。

命召行僉知中枢院事金鈞・軍器副正金石梯、議新陣法、

『世祖実録』卷一五、五年三月丁亥(五日)条

送新陣法于忠清道都節制使・処置使及諸鎮邑、

『陣法』(宗家文庫本) 洪貴達跋

(17) 『陣法』(宗家文庫本) 洪貴達跋。

成於天順三年、而印以大字者、曰大字陣書、
大小陣書、皆我世祖大王所指授撰定者也、成於景泰六年、而印以小字者、曰小字陣書、成於天順三年、而印以大字者、曰大字陣書、其法一、而節目互有詳略之殊、故学其書、用其法者眩焉、殿下為此慮、命武靈君「臣」柳子光・広川君「臣」李克增・議政府右贊成「臣」魚世謙・兵曹判書「臣」李克墩・吏曹判書「臣」李克均・司憲府大司憲「臣」李季全・兵曹參判「臣」呂自新・同知中枢府事「臣」曹幹等、較同異、參詳略、斟酌損益、合大小字為一部、而其規模、悉稟睿裁、於是、向之異者同略者詳、而学其書、用其法者始不迷其途矣、(中略) 弘治五年八月日資憲大夫議政府右參贊兼知經筵事弘文館大提学芸文館大提学知成均館事「臣」洪貴達、奉教謹跋、

(18) 韓国精神文化研究院編、前掲書、四三五頁の「陣法②」の項および『英祖実録』卷五六、十八年八月己酉(二十三日)条。もっとも、『英祖実録』の当該条には、

命刊印兵将凶説之在禁中者、凶説是世祖大王為兵判時、所親製、而草本秘藏於内、未及印布故也、

とあり、王朝内部ではこの時期、過去における『陣法』刊行の事実が忘れ去られていたかのような印象も受ける。これ以前における『陣法』の最後の刊行がいつだったかは現在のところ不明であるが、この間、長期にわたって同書の刊行がなされていなかったことだけは明らかだろう。

(19) 『中宗実録』卷三四、十三年七月甲子(二十七日)条。

礼曹啓曰、各鎮堡樞管軍官等、捍禦之暇、又令学文実是美意、而四書・小学及将官博議・武經・孫子・陣書等印出、分送平安・咸鏡道何如、伝曰、可、

(20) 『中宗実録』卷六一、二十三年四月戊申(七日)条。

兵曹啓曰、陣書・兵将説・兵政等書、印出年久、散失殆尽、人家私蔵、亦為稀少、武臣雖有欲学者、不得見之、且於諸将取才試講時、每患冊数不足、右三書二冊、皆不過数十余張、請多印出広布何如、伝曰、依啓下、

(21) 『宣祖実録』卷六四、二十八年六月甲寅(十三日)条。

備忘記曰、習陣節次、一依天朝陣法、且以此作陣書印出、言于訓鍊都監○訓鍊都監「都提調柳成章・提調李德馨・金暉・趙散」啓曰、都監方抄紀効新書為撮要一卷、以便觀覽、又抄操練變陣之法為一書、且逐条図画、使之一見、然又別図各樣器械、而詳解行折、未得速完、令承上教、更加着力督成之意、敢啓、上曰、然則甚好、

(22) 『宣祖実録』卷一四二、三十四年十月癸未(十九日)条。

辰初、上御別殿、講周易、(中略)講畢、(中略)徐渚曰、乱後、小臣連為外任見之、兵民弊瘼可啓者多、頃日、為軍興急於一時之用、奉使之臣、多所建白、捧承伝行之、法外之事甚多、官吏莫適所從、祖宗設立之規、尽皆廢弛、乱後苟且之政、仍行不廢、且各邑大典、尽皆遺失、故至於詞訟之間上下之儀、亦皆不知、極為苟簡、臣自為外官、觀大典、祖宗朝法制、織悉備具、今須刊行大典、広為頒布、如乱後捧承伝之類、則別為団抄、使知法制宰臣講裁、可行者、經両司申定、然後別為統録刊行、其余并皆革罷可也、命元曰、徐渚之言、至為要切、祖宗朝成憲、更為刊行頒布可也、且陣書亦無存処、訓鍊都監、則為紀効新書之規、祖宗朝陣書、亦不可廢、亦似当為刊行、

(23) 藤本幸夫、前掲「日本現存内賜本について」。

(24) 서울大学校図書館編『奎章閣図書館韓国本綜合目録』(서울大学校出版部、서울、一九八三年)一三六二頁。延世大学校中央図書館編『延世大学校中央図書館古書目録』(同館、서울、一九七七年)一〇〇頁。高麗大学校中央図書館編『高麗大学校中央図書館晚松金完燮文庫目録』(高麗大学校出版部、서울、一九七九年)四〇頁。

(25) 서울大学校図書館編、前掲書、一三六二頁。

(26) 延世大学校中央図書館編、前掲書によれば本書は「四周単辺」とあるが、これは誤りである。同書一〇〇頁。

(27) 高麗大学校中央図書館編、前掲書、四〇頁。

(28) 註(18)参照。

(29) 刊記の原文を示せば次のとおりである。

嘉靖甲子、曾開礼部玉篇、隆慶戊辰、更刊詩伝大全、永作儒林之宝、今者又慮兵法之用於辺鄙為重、更鳩工徒、勤鑄陣書暨諸葛武侯書、使介胄之士、有所考閱、僧之志、可謂勤且嘉矣、始於辛未秋、訖于孟冬、茲以記之、以示後來云、

李亨秀

金彦

刻手 宝玉

化主山人 信二

中訓大夫行威從臬監 張浚

通訓大夫行碧潼郡守 李鑑

嘉善大夫平安道節度使 李俊民

嘉善大夫平安道觀察使 尹毅中

皇明隆慶六年歲在壬申四月 日開板

(30) 서울大学校図書館編、前掲書、一三六二頁。

(31) 高麗大学校中央図書館編、前掲書、四〇頁。

(32) 藤本幸夫、前掲「宗家文庫蔵朝鮮本について」二二三～二三三頁。